

Rules of Registration

登録規約

本規約は、ISOQAR Limited（ISOQAR ジャパン株式会社は ISOQAR Limited に帰属する）と、クライアント（ISOQAR による受審組織）間の登録規約とする。

Rules of Registration between
ISOQAR Limited and the Client
(organisations audited by ISOQAR).

本規約は、**ISOQAR Limited**（以下「**ISOQAR**」と呼ぶ。**ISOQAR** ジャパン株式会社は **ISOQAR Limited** に帰属する）と、クライアント（**ISOQAR** による受審組織）間の登録規約とする。

本登録規約は、両者を法的に拘束するものであり、クライアントによる認証登録の申込みを **ISOQAR** が受理した期日をもって実施が開始される。認証、検証、妥当性確認および／または、認定マークおよび **ISOQAR** ロゴの使用について記載された「マークの使用に関する規定」はこの契約書の一部であり、www.isoqar.co.jp で閲覧可能である。

本登録規約は、**ISOQAR** の「契約の取引条件("T&Cs")」と併せて読まなければならない。「契約の取引条件("T&Cs")」も上記のウェブサイトにて閲覧可能である。



1. まえがき

本登録規約は、認定機関（UKAS）によって ISOQAR に義務づけられた要求事項に従って作成された。ISOQAR は、ISO 17021、17065 または 17029、ならびに、その他の関連する文書および規格に詳細に規定された要求事項を遵守しなければならない。

関連認定機関、すなわち UKAS によって発行された認定範囲は、特定の分野において審査を管理運営するのに必要な専門知識および能力が ISOQAR にあると認められたということである。ISOQAR が保有する全ての認定範囲の詳細は、要求に応じて、または www.ukas.com から入手できる。ある特定の分野が ISOQAR の現在の認定範囲以外の場合は、ISOQAR の判断により、未認定の認証書を発行することもある。したがって、認定された認証書とは、国際認定機関（UKAS）によって認定されている ISOQAR が発行した認証書を指す。

用語の定義

認定/未認定の適用範囲 – 認定適用範囲とは、ISOQAR が、UKAS から UKAS マークのある認証書または声明書を発行する許可を受けた活動範囲を意味する。したがって、未認定適用範囲とは、UKAS によって認定されていない適用範囲のことである。未認定の認証書または声明書には ISOQAR ロゴのみが表示されている。

審査 – 関連申込書に記載された規格（例えば ISO9001）の要求事項へのクライアントによる適合性を裏付ける際に、クライアントが提供する証拠を（権限を有する ISOQAR の代表者が）調べることを意味する。審査は、クライアントの敷地、クライアントの顧客の敷地、クライアントが作業する一時サイトで実施する、あるいは遠隔地から実施することができる。また、審査対象となるプロセスまたはデータに関わっている個人にインタビューすることもある。

審査サービス – クライアントが審査対象の規格（複数の場合もある）を効果的に実施していることを検証するためにクライアントの敷地で実施される活動のことである。また、審査サービスにはクライアントが認証登録を達成するか、または維持するために取り組む必要のある審査員以外の要員が遂行する全ての必要な付属業務も含まれる。

審査員 – ISOQAR の従業員もしくは ISOQAR の下請契約者として活動する個人で、力量を有すると判断され、当該規格または審査を受ける規格に照らして審査を遂行する人物を言う。

審査チーム – 計画した活動に従って審査を行う複数の審査員を言う。審査チームの追加メンバーには、審査員ではなく、技術的アドバイスや翻訳サービスを提供するために、審査に同行する個人が含まれることもある。

認証 – 審査において、クライアントのマネジメントシステム審査の結果として、クライアントのマネジメントシステムが規格（複数の場合もある）の要求事項を満たしていると結論づけられた場合に、個々の規格に規定された要求事項に照らした認証書が発行されたことを言う。マネジメントシステムの認証は、ISO17065 認定の要求事項のもとに発行されない限り、製品やサービスが特定の要求事項を満たしているということを、ISOQAR が宣言するものではない。

重大不適合 - 特定の規格の箇条にある要求事項に取り組んだことを裏付ける証拠が一切ない場合、例えば、証拠、記録、または文書が利用できない、または前回の審査で提起された不適合が効果的に完了されていない場合に提起される不適合のこと。

軽微不適合 - 特定の規格の箇条にある要求事項を十分に取り組んだことを裏付ける証拠がない場合、例えば、証拠、記録、または文書がある程度しか利用できない場合に提起される不適合のこと。

妥当性確認／検証 - クライアントから提供された情報を、認識された規格またはスキームの要求事項に従って、正確性と完全性を審査するプロセスのこと。クライアントのデータの妥当性確認または検証の結果、ISOQAR は通常、審査された情報の正確性および完全性に関する声明書を発行する。

重要な虚偽表示 - 声明書に依拠する利用者の意思決定に影響を及ぼすほど重要な、不正確な記載や記載漏れのこと。要求される正確性の度合はクライアントが選択するが、通常、主張全体の5%に設定される。

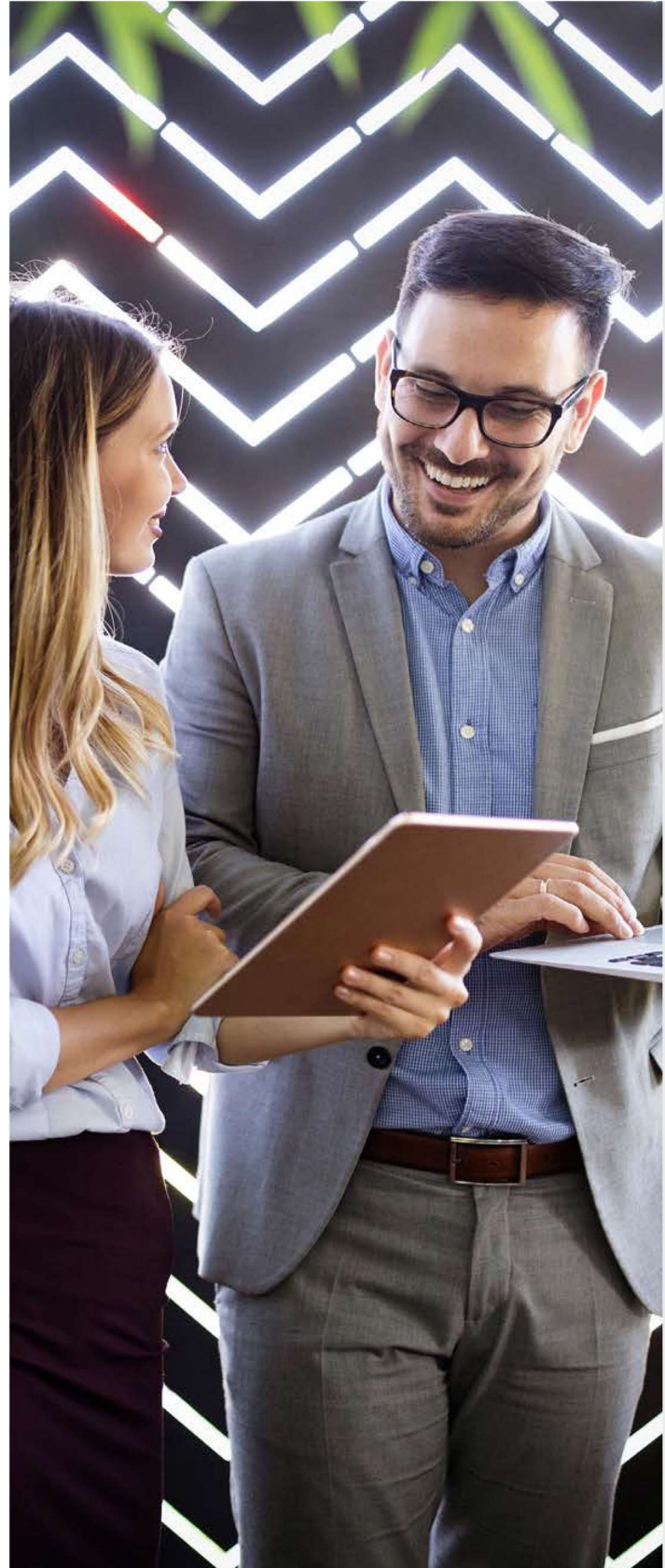
登録 - プロセスを通じてクライアントが特定の規格（複数の場合もある）に照らして認証、検証、または妥当性確認を取得するか、維持するプロセスのこと。認証に関し、登録では全ての認証活動が網羅され、登録を維持するために必要な認証プロセス全ての活動が含まれる。また登録とは ISOQAR に属する登録のみを指し、他機関での登録は含まれない。

登録規約 - 本サービスの登録を規定する規約を言う。

登録の適用範囲 - ISOQAR 代表者がクライアントから審査を引き受けた活動の範囲であり、認証書または声明書に明記されている（または明記されることになっている）。登録の適用範囲には ISOQAR によって発行された認証書または声明書に記載された全ての敷地および規格も含まれる。

ISOQAR は、コンサルタントサービスを提供したり、内部監査を実施したりすることはなく、今後もそのようなことはしない。

ISOQAR は、他認証機関の品質マネジメントシステム認証活動について認証することはなく、今後もそのようなことはしない。



2. 登録規約の 適用範囲

ISOQAR は、広範囲な国際規格に従ってマネジメントシステムの審査、レビューおよび認証を引き受け、情報の声明や主張を検証し、妥当性を確認する。クライアントは個々の規格で要求された必要な全ての情報を ISOQAR に提供することに同意する。クライアントはまた、ISOQAR 代表者が登録の適用範囲、プロセスおよび ISOQAR によって認証登録、検証、妥当性確認されている規格の効果的な実施に関わっているクライアントの要員への接触を許可することにも同意する。



3. 要員、公平性 および機密保持

ISOQAR は、自社の要員または力量のある下請契約者を用いて、適切かつ技術的な力量を有する人員を提供することを保証する。ISOQAR の全てのメンバー（自社要員および下請契約者）は、機密保持および公平性の保証に関する合意書に署名し、審査に先立ち、如何なる利害の衝突も告知することが要求される。あるいは、審査の公平性を妨げる脅威が特定されたことに気付いた場合は、直ちに表明しなければならない。

クライアントには、審査に先立ち、選任された審査員（複数の場合もある）の氏名が通知される。クライアントは特定の審査員の選任について異議を申し立てる権利がある。審査員の選任に対する異議申し立ては、連絡後速やかに、その理由を記載した文書をもって実施する。

クライアントの要員および代理人（クライアントのコンサルタントもしくはアドバイザー）も、審査または認証、検証、妥当性確認の活動に参与する ISOQAR の人員との間に、審査またはプロセスの公平性または独立性に疑義をもたらす可能性や何らかの（商業的もしくは個人的な）関連性もしくは関係がある場合は、その旨を表明しなければならない。

全ての情報文書および審査プロセスの一部として作成される報告書は、機密性を保持し、合法的な権利を有する機関が遂行する調査の一部としての必要なレビューを除き、ISOQAR、クライアントおよび関連する認定機関のみが入手できる。しかし ISOQAR は、審査プロセスの一環として法律違反を発見した場合には、関連する管轄当局に情報を伝える権利を有する。

ISOQAR は、クライアントまたは関係する個人の承諾を文面で受けることなく、どんな機密情報も第三者に開示することはしない。ISOQAR が法律によって機密情報を第三者に公表するよう要求された場合は、法律によって規制されていない限り、クライアントまたは関係する個人に対し、提供を受けた情報を開示する旨を事前に通知しなければならない。ISOQAR は、データ保護法 2018、英国一般データ保護規制および情報公開に関する法律 2000（またはその改正法律）の全ての規定を遵守する。

ISOQAR は、ISOQAR が発行した認証書が最新版で有効であるか否かをチェックする機能をウェブサイト上で公に利用できるようにする。このウェブサイトには、認証登録された各クライアントの名称、関連する基準文書（その他の具体的な要求事項、UKAS 認定規格）、適用範囲および所在地（またはクライアントの本社の所在地および複数サイト認証の適用範囲に含まれるサイト）を示す。認証書が発行された後、この情報へのアクセスが公に可能となり、閲覧の際には ISOQAR より提供されるコードを入力する必要がある。

ISOQAR は、UKAS の検証データベース

（CertCheck）で使用するため、UKAS 認定のマネジメントシステム認証を保有する全ての組織の詳細を UKAS に提供する。このデータベースは、保有する UKAS 認定を受けた認証が有効であることを、ユーザーが確認できるようにすることを目的とする。認証の適用範囲、発行日、対象場所、認証を与えている認証機関を含む認証情報が表示される。データを機密情報扱いとする場合は、クライアントがその旨を書面で提示する必要があり、そのような要望があった場合は UKAS に通知される。

4. 審査をサポートするための ICT ・ デジタルツールの活用

ISOQAR は、組織での運用方法や認定された審査の実施方法において、テクノロジーの役割がより重要になっていると認識している。情報通信技術（ICT）は、以前からリモート審査、証拠の安全な共有、クライアントと審査チーム間の効率的なコミュニケーションをサポートしてきた。ICT を適切に活用することで、有効性が高まり、アクセスが改善され、公平性、機密性、証拠の信頼性を損なうことなく質の高い審査が可能となる。

このような業務上のメリットに加え、ICT の活用によって、審査活動に伴う移動の必要性を減らすことができ、組織はそれに付随する CO2 の排出量を削減し、環境への総合的な影響を最小限に抑えることができる。

このセクションでは、責任ある、かつ透明性のある方法で審査をサポートするため、新しいデジタルツールや AI 機能を含めた ICT の活用方法について説明する。

ICT を活用したリモート審査の実現

ICT を効果的に活用することで、審査の品質、深さ、厳密性において、リモート審査が現場審査と同等であることを確実にする。ICT は、次のような目的で使用される：

- a) 文書や記録を安全に共有する
- b) 画面共有、実証、操作説明を可能にする
- c) システムやダッシュボードへのアクセスを提供する
- d) インタビューや打合せを可能にする
- e) プロセス、データ、管理策のリアルタイムな確認を容易にする

クライアントは、リモート審査に使用する ICT が安定し、安全であり、審査される活動に適していることを確実にする必要がある。現場での検証が必要な場合や ICT の制約により十分な審査範囲を確保できない場合は、ISOQAR は現地訪問によって審査を補完することがある。

証拠の品質および信頼性の確保

使用されるテクノロジーにかかわらず、審査中に提供されるすべての情報は、以下でなければならない：

- a) 正確 - 実際の業務実態を反映している
- b) 追跡可能 - 特定可能な記録またはデータの出典と関連付けられている
- c) 検証可能 - 実証、証拠提示、再現が可能である
- d) 力量のある者が理解し、妥当性を確認している

テクノロジーは、審査証拠の作成、整理、提示を支援することはできるが、信憑性、信頼性が高く、人が検証した情報の必要性は変わらず、それと置き換わることはできない。

デジタルツールおよび AI 機能

多くの最新の ICT プラットフォームには、自動化や人工知能（AI）による機能 - 例えば文書の要約、ダッシュボード、分析、会議の文字起こしなど - が搭載されている。ISOQAR は、このようなツールがクライアントの情報管理や審査への有効な参加に実際に役立つ場合、その責任ある活用を支持する。

AI や自動化機能が使用される場合は：

- a) 審査員に対し透明性が保たれていなければならない
- b) AI を使用した内容は、検証可能で、実際のデータに基づいていなければならない
- c) 機密性の高い認証情報を、公平性を脅かす方法でユーザーの入力情報を保存または学習するようなシステムには保存すべきではない
- d) 個人データは可能な限り最小限に抑えるべきである

AI ツールは情報を整理する上で役立つ手段となり得るが、審査員に提示する回答は、依然として自社のマネジメントシステム内の確かな証拠に基づいていなければならない。実際の記録や活動に基づかない内容を生成するために、AI を利用してはならない。

録画、文字起こし、モニタリング技術

一部の会議・コラボレーションプラットフォームには、自動録画、文字起こし、会議分析、AIによる要約作成などの機能が搭載されている。これらの機能は、当該審査活動において、その使用が適切であると、ISOQARが事前に書面で承認した場合を除き、審査中は無効にしなければならない。

録画、文字起こし、またはモニタリング技術の使用が承認された場合、クライアントは適用されるデータ保護法を確実に遵守しなければならない。これには以下が含まれる：

- a) 当該技術によって収集された個人データの処理に関し、法的根拠を特定する
- b) 録画、文字起こし、またはその他の方法でモニタリングされる可能性のあるすべての個人に対し、事前に適切なプライバシーに関する通知を行う。当該通知では、以下を明確に説明しなければならない；
 - 1) 録画または文字起こしの目的
 - 2) どのような情報が収集されるか
 - 3) その情報がどのように利用されるか
 - 4) 誰と共有される可能性があるか
 - 5) どのくらいの期間保管されるか、および
 - 6) どのようにして個人が自身のデータ保護に関する権利を行使できるか
- c) 収集された情報はすべて安全に保管され、合意された目的および保管期間に限って保持され、明確な許可がありかつ合法的な場合を除き、AIシステムの学習に使用されたり、第三者に提供されたりしないことを確実にする
- d) データ処理を開始する前に、すべての参加者がプライバシーに関する通知を認識しており、かつそれを十分に検討するための機会が得られたことを確認する

これらの要求事項は、審査中のICTの使用が、機密性、公平性、およびデータ保護義務を損なうことなく、効率的かつ柔軟な審査プロセスを確実にサポートするためのものである。

技術の有効性向上のための連携

ISOQARはクライアントと連携し、テクノロジーを最大限に活用して、効率的で利用しやすく、質の高い審査を提供することに取り組んでいる。ICTシステムの信頼性と安全性を確実にし、デジタルツールやAIツールを透明性および責任を持って活用することで、クライアントは、最新かつ柔軟な審査手法の恩恵を受けつつ、認定された認証の信頼性の維持に協力することができる。

5. 初回認証の申込み

クライアントは見積書に同意の上、申込書を完成し、ISOQARへ送付する。申込書の受理に先立ち、ISOQARは申込書を再検討して、掛かる支払いが妥当か否かを判断する。見積書を発行してから申込書を受理するまでの間に、状況が大幅に変化（要員の増減や登録サイトの増減等）したことによって、見積書の金額が妥当でなくなった場合、新しい見積書を発行した後、改めて申し込みする必要がある。

申込書に署名することは、クライアントが当該見積書、本登録規約および契約の取引条件に同意したことを意味する。クライアントは規格の要求事項を満たしていることを保証するため、実施されているマネジメントシステム、記録、設備、場所、領域、要員の提供および下請業者への接触を保証し、またステージ1審査を受審するためにこれらを利用可能にすることを保証する責任がある。規格の要求事項を満たす文書化したマネジメントシステムが構築されていない場合は、

追加費用が発生し、ステージ1審査を繰り返さなければならないこともある。ISOQARの手順および認定条件に沿って審査を実施するために、適切な審査チームが割り当てられる。クライアントが規格の追加や、活動の適用範囲の拡大を希望しない限り、さらに申込書が必要であったり、要求されたりすることはない。

公平性に対するリスク、脅威または土地特有の状況から生まれる審査員に対するリスク、あるいは、ISOQARが認定を受けていない範囲に対して、ISOQARは認証サービスの提供を拒否する権利を保有する。



6. 認証審査の方法

初回（登録）審査は、複数の段階を経て実施される：

ステージ1 審査 は、適切な規格の要求事項を満たすマネジメントシステムをクライアントが有していることを実証することを目的とする。この段階では通常、文書のオンサイト・レビュー、可能な場合には、いくつかのマネジメントプロセスの部分的審査を行い、さらに、ステージ2 審査の計画作成を実施する。組織（クライアント）に正式な報告書が提出され、ステージ2 審査の実施日について合意する。例外的な状況にあつては、このプロセスを ISOQAR のオフィスで実施することもある。特定の状況においては、マネジメントシステムが適切な規格の要求事項を満たしていることを確実にするために、ステージ1 審査における結論として、ステージ1 審査の再実施が必要になることもある。クライアントは、全ての安全衛生上の配慮および要求事項を、審査に先立って ISOQAR に確実に周知させる責任を負うことに同意する。

ステージ2 審査 は、クライアントの敷地で現地審査が行われ、クライアントがマネジメントシステムを全体に適用しているか否か、ならびに（関連する法令も含めた）適切な規格の要求事項を満たしているか否かを判断する。クライアントは、全ての関連文書を利用可能な状態にし、要求に応じて審査員がクライアントの要員にインタビューすることを許可し、必要であれば審査員がクライアントのサイトを訪問することも許可する。サイトの訪問はクライアントが手配しなければならない。クライアントは、ISOQAR がサイトへの訪問を開始する前に、全ての安全衛生上の（審査訪問に関連する）配慮および要求事項を ISOQAR に確実に周知させる責任を負う。

認証後、登録内容に著しい影響を与える何らかの状況が発生した場合（例えば、プロセスの追加、所在地の追加、所在地の除外、企業名の変更、企業住所の変更、任命された管理責任者の変更等）には、クライアントは

ISOQAR にそのような情報を提供しなければならない。ISOQAR は必要に応じて再審査を実施する権利を保有する。

使用する審査方法は、インタビュー、活動の観察、印刷された文書のレビュー、電子的に保管されている文書のレビューおよび記録のレビューである。審査中に得られた証拠に基づいて結論が出される。審査員（審査チーム）は、標準的なサンプリング方法を用いて証拠を入手するため、異なるサンプルを採取していたならば、異なった結論に到達したかもしれず、結果を保証するものではない。

ISOQAR および ISOQAR の審査員または ISOQAR 代理人のいずれも、提供した審査、レビュー、情報、認証、サービス、またはアドバイスの精度を保証するものではない。

7. 認証



ステージ2 審査が完了次第、審査チームは正式な報告書を **ISOQAR** に提出する。**ISOQAR** は、クライアントのマネジメントシステムが関連する規格の要求事項を満たしているとして認証登録を推薦する報告書を受け取り、その裏付けとなる文書と共に、適切な資格を有し、独立し、権限が認められている要員がレビューする。この推薦が承認された場合、認証登録番号および登録適用範囲を明記した認証が許可される。ステージ2 で審査した規格のいずれかの箇条に対し不適合が提起された場合、認証の発行が認可される前に、審査員と合意した期間内に、クライアントはそれらの不適合を是正し（「是正処置」とも言う）、その後、**ISOQAR** に文書を送付、あるいは追加審査（講じられた是正処置をチェックする）の結果として、不適合を完了する。

クライアントは、そのような追加訪問や、**ISOQAR** に送付された文書のレビューに関連する割増費用を負担することに同意する。

認証書および報告書は **ISOQAR** に帰属する。認証書は最長3年まで有効である（関連する規格により異なる）。クライアントが認証登録をやめる場合、**ISOQAR** は、クライアントに発行した認証書を返還するよう求める。第16項参照のこと。

8. 年間認証登録、サーベイランス審査、再認証審査、および 短期予告審査

初回登録が完了し、認証書の発行後、年間登録を維持するために、ISOQAR が定めた頻度で、審査報告書に盛り込まれている、または単独の計画書に示された内容に従って、クライアントの敷地でサーベイランス審査が実施される。しかし、少なくとも毎年 1 回（12 ヶ月以内）は審査を実施し、さらに審査対象の国際規格（例えば ISO9001）に従ったマネジメントシステムをクライアントが維持することが登録の条件である。

サーベイランス訪問で審査した規格のいずれかの箇条に照らし、何らかの重大不適合が提起された場合、クライアントは審査員と合意した期間内にそれらの不適合を是正（「是正処置」とも言う）する。その後、ISOQAR へ送付された文書、あるいは更なる審査の結果として、不適合が完了されたと判断する。クライアントは、このような追加訪問、もしくは ISOQAR へ送付された文書のレビューに関連する追加費用を負担することに同意する。

サーベイランス審査で提起された当該規格のいずれかの箇条に照らした軽微不適合も、合意した期間内にクライアントによって是正されなければならない。クライアントによって講じられた是正処置については、次回予定されている審査で確認される。あるいは有効な是正処置が講じられたことを確認するために、ISOQAR に証拠を送付するようクライアントに求める場合もある。軽微不適合に対する是正処置の不履行に於いて、重大不適合へ格下げが提起されることもある。そのような状況に際し、クライアントは、このような追加訪問、もしくは ISOQAR へ送付された文書のレビューに関連する追加費用を負担することに同意する。

認証登録期間を 3 年延長するためには、再認証審査が必要である。再認証審査は、認証書の有効期限の 3 ヶ月前までに実施される。（通常有効期限の 6 ヶ月前に行い、遅くとも 3 ヶ月前までには実施する必要がある）再認証審査で審査した規格のいずれかの箇条に照らし、何らかの不適合が提起された場合、クライアントは、審査員と合意した期間内にそれらの不適合を是正（「是正処置」とも言う）する。その後、ISOQAR へ送付された文書、あるいは更なる審査の結果として、不適合が完了されたと判断する。

再認証には、事務管理费用およびサーベイランス訪問の審査日数を超える追加審査日数にあてるための追加手数料が請求される。クライアントは、不適合を完了するために有効な是正処置が講じられたか否かを検証する追加審査が必要な場合、発生する追加費用を負担することにも同意する。

ISOQAR は、苦情を調査、状況の変化への対応、あるいは登録一時停止中のクライアントをフォローアップするために、短期予告審査を実施することもある。そのような場合、ISOQAR は、決定された短期予告審査の必要性が判断された状況および条件をクライアントに知らせる。クライアントは、そのような審査に関係する追加費用を負担することに同意する。

9. 登録内容および適用範囲の拡大と変更

適用範囲の拡大は、初回審査と同様に申し込みを行う。変更または追加を検証するために審査が必要となる。適用範囲の拡大が認められた場合には、新しい適用範囲が示された新認証書が ISOQAR によって発行される。適用範囲の拡大は、通常、追加プロセスまたは恒常的な所在地を含める。適用範囲を拡大する場合は、クライアントが質問書を記入し、申込書を ISOQAR へ提出する必要がある。一般には追加の支払いが請求され、ISOQAR は第 5 項の手順に従う。

クライアントがすでに特定の規格（例えば ISO9001）に認証登録されていて、さらに追加の規格（例えば ISO14001）の認証登録も希望する場合は、新規の申し込みとして取扱い、初回審査を規定する登録規約に従う。

クライアントは、住所の変更、名称の変更、要員数の大幅な変更、登録認証に記載された所在地の閉鎖、あるいは担当者の氏名、電話番号の変更など、状況が実

質的に変化した場合、その旨を ISOQAR に通知することに同意する。ISOQAR は適切な措置を講じ、必要な場合は、修正された詳細を載せた認証書を再発行する。認証書を再発行する際は、事務管理費用に充てるために、追加手数料が発生する。認証に影響を及ぼす重大な変更の場合は、登録内容を見直す必要があり、その結果として提供される審査日数が変更される場合もある。

実質的に認証に影響を及ぼす可能性のある認証スキームの重大な変更に関しては、ISOQAR はクライアントに通知することに同意する。クライアントは、それに応じて、適切な変更を行うことに同意する。

認証書に明記された適用範囲が縮小した場合は、全ての宣伝広告物を修正しなければならない。

10. Application for Validation, Verification



On acceptance of a quotation the Client will complete the application form and forward it with payment for the Stage 1 Pre-Verification or Pre-Validation to ISOQAR. Prior to acceptance ISOQAR will review the application and determine whether the payment is appropriate.

Completion and the signing of the application form signifies acceptance by the Client of the quotation, Rules of Registration and Terms and Conditions. The Client is responsible for ensuring that they provide all relevant records, including those requested during onboarding. Failure to produce the requested information may result in additional costs and a delays to the completion of subsequent stages. The project will be allocated to a suitable audit team to carry out the audit in line with ISOQAR's procedures and terms of accreditation.

A key output of the Stage 1 Pre-Verification or Pre-Validation is confirmation of the sufficiency of the Stage 2 Verification or Validation quote. If, during the pre-verification or pre-validation it is found that there is a substantive difference in the scope and boundaries from that which was considered during the initial quotation process, then a new quotation will be issued requiring a new application for the Stage 2 Verification or Validation and Review.

ISOQAR reserves the right to refuse to provide verification or validation services if there is a risk to impartiality, risk to our audit staff either through threat or country specific risk, or if ISOQAR do not hold the relevant scope of accreditation.

11. Verification and Validation Audit Method

Verification and validation audits are carried out in several stages:

The **Stage 1** pre-verification or pre-validation will focus on analysing and assessing the risks that could undermine the verification of your gas (GHG) emissions reporting or validation of your carbon management plan. A verification or validation plan and evidence gathering plan are developed to address the risks during the Stage 2 Verification or Validation Execution. You will be asked to submit information at the beginning of this process and we may need to discuss the information with your team throughout this stage.

The **Stage 2** Verification/Validation is the full review of your greenhouse gas (GHG) claim, statement and/or carbon management plan. We will perform a detailed verification of your data sources, calculations, assumptions and reporting. You will be notified in advance if we need to visit any of the sites included in your reporting boundary. At this stage we may seek clarifications before drafting our verification or validation report and opinion. The support of your team will be required throughout to ensure that data and clarifications are provided and site visits are facilitated.

Following verification or validation, ISOQAR must be informed, by the Client, if any new information becomes available that could affect the validity of the verification or validation activity. ISOQAR reserves the right to withdraw its issuance of opinion if necessary.

The methods used to perform a verification or validation audit will vary depending on the information, locations and workers involved. Typically, techniques used include observation, inquiry, examination, testing, tracing, testing, sampling, cross-checking, and reconciliation.

12. Issuance of Opinion

On completion of the Stage 2 verification or validation activities your auditor will issue you with a draft opinion and a report summarising the activities performed and findings of the audit.

The report, together with the evidence gathered during the assessment and the draft opinion are then subject to an independent review which checks the activities performed in the first and second stages. This process provides assurance that the verification was effectively implemented, and enables the issuance opinion.

Provided that the issuance of opinion supports your claim or statement, you will receive a Verification and/or Validation Statement, and the use and right to promote relevant associated marks and claims.

If the independent reviewer requires further clarification, information shall be sought from the auditor that conducted the verification or validation, or may seek clarification from the Client. All clarifications shall be resolved prior to the Issuance of Opinion.



13. Annual Re-Verification and Re-Validation

We will contact you annually to initiate the verification or validation process, enabling you to maintain and promote your claims and statements.

If your prior verification or validation was conducted by us, we already have a working knowledge of your organization's GHG inventory, data management, operational, and related processes. This provides consistency and supports a continued, established working relationship during the re-verification or re-validation process.

14. 公表

認証書または声明書が発行された後、クライアントはその事実を公表する権利を有するが、発行前に公表してはならない。関連するマークおよびロゴは、関連する規格のみ、審査を受けた登録の適用範囲ならびに認証書や声明書に詳述された通りに、クライアントの事務用品およびウェブサイトを使用することができる。認証、検証、妥当性確認マーク・認定マークおよびロゴの使用規定に関連する単独文書は ISOQAR のウェブサイト上で入手できる。規定は ISOQAR ロゴと認定機関のマーク (UKAS) の両方を含む。

クライアントは、認証、検証、妥当性確認、適用範囲、所在地、対象規格に関し、誤解を招くような表明を行ったり、許可したりしてはならない。さらに、誤解を招くような方法で発行された文書またはその一部を使用することを許可してはならない。クライアント

のマネジメントシステム認証または主張に関する声明書について言及する場合には、ISOQAR が暗に、製品、サービスもしくはプロセスを認証しているような意味を含ませることがあってはならない。

クライアントは、報告書が製品とみなされる臨床検査書、校正証明書、検査成績書等に ISOQAR ロゴまたは認定マークを使用してはならない。

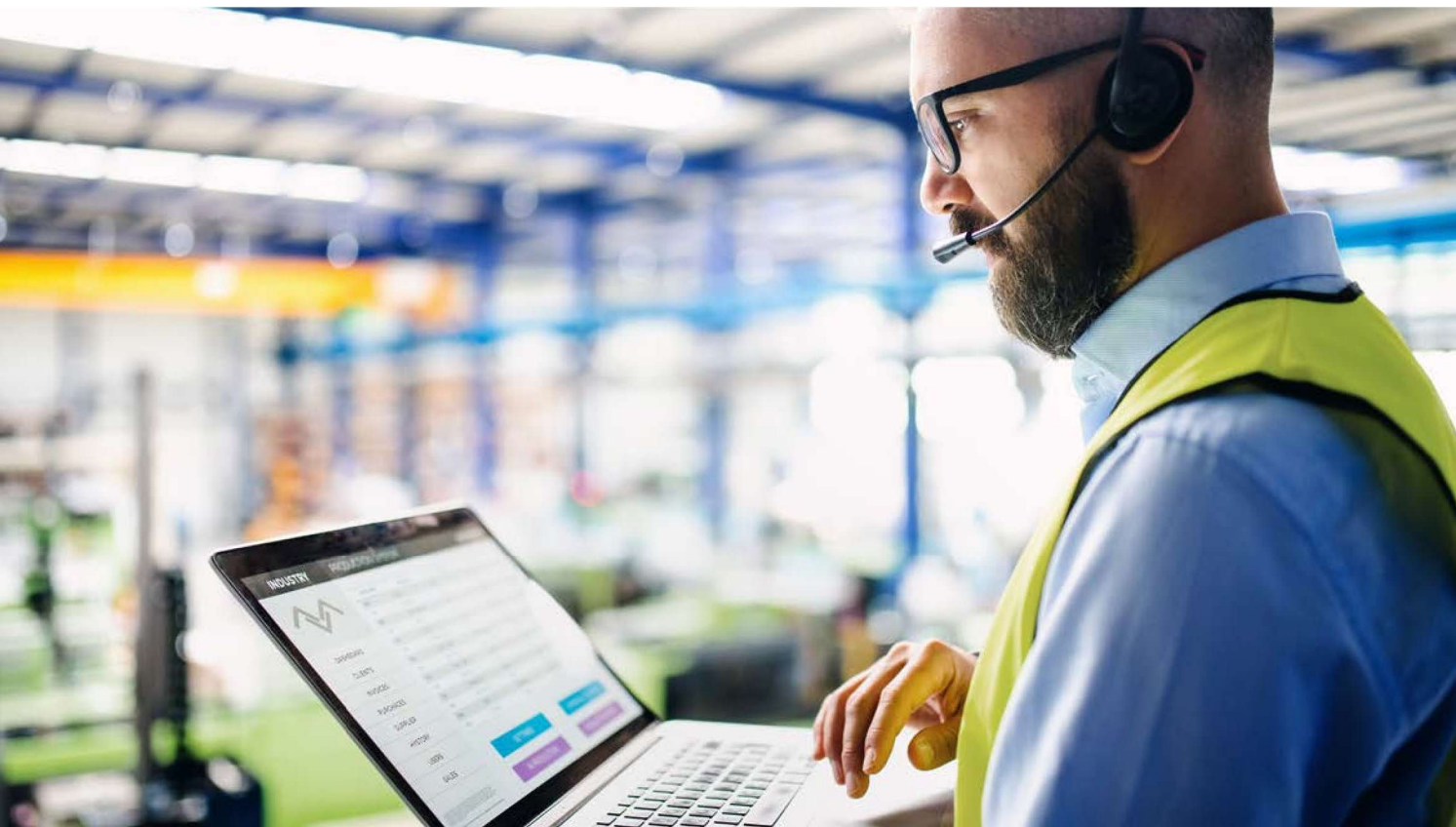
認証が登録されると、ISOQAR は、郵便、Eメール、ファックスまたは電話によって、該当すると思われるサービスに関連する連絡をクライアントに行うこともある。クライアントは、ISOQAR に通知することにより、いつでもそのような連絡を拒否する権利を有する。



15. 認証の誤用

ISOQAR は、認証書、声明書、ISOQAR ロゴもしくは認定マークが誤用されないことを確実にするために、書面ガイダンスを提供し、あらゆる妥当な予防策を講じる。クライアントは、適切な場合に限り、審査を受けた登録適用範囲および関連する規格に対し、ISOQAR ロゴもしくは認定マークを使用する旨を約束する。

クライアントは、ISOQAR および／または認証、検証、妥当性確認システムおよび／または認定機関の評判をおとしめるような方法で ISOQAR ロゴもしくは認定マークを使用してはならない。クライアントは、発行された認証、検証、妥当性確認の適用範囲に関して虚偽の主張を行ってはならない。



16. 認証登録の一時停止、 取消、復帰

異議申立の手順（第 18 項）を参照のこと。

適切な規格に対するクライアントのマネジメントシステムの認証後に、次のような事由から、認証登録が一時停止または取消されることがある：

認証登録が短期間一時停止される事由：

- (i) 認証マークおよび／または ISOQAR ロゴの誤用が継続されていた。
- (ii) クライアントのマネジメントシステムが、認証の要求事項を継続的に満たさない、または満たしていない深刻な状態。
- (iii) 審査にて検出された不適合の結果として、講じられるべき是正処置が履行されない。
- (iv) 計画文書に詳述されているとおりに審査実施を受け入れない。例えば、年次サーベイランス審査。
- (v) 本登録規約に規定された期限内に請求書の支払いを行わない。
- (vi) 認証登録されている活動の適用範囲に関連する法令違反。
- (vii) 本登録規約に記載される一つ、または複数の違反。

認証登録が取消しされる事由：

- (i) 認証登録の一時停止後、ISOQAR が行った要求に応じない。
- (ii) クライアントが支払いを怠る。
- (iii) 本登録規約に違反し続ける。
- (iv) 業務停止または業務停止される危険性がある、あるいは、債権者との和議が提案された仮命令が申請された、クライアントを相手取って破産申立がなされた、任意もしくは強制清算に入った、クライアントの資産の全てもしくは一部について、管財人、資産管理人、もしくは資産管財人が指名さ

れた、またはいずれかの裁判所に類似する申立がなされた。

- (v) 上記(i)から(iv)までの全て、もしくは一部に該当する状況が発生しようとしている場合。
- (vi) クライアントが認証登録を辞退する。

認証登録が一時停止または取消された場合、クライアントは、ISOQAR に認証登録しているという主張を停止し、認証を言及している宣伝広告物、その他の資料の全てから、ISOQAR および認証への言及を取り除く。

認証登録取消後、クライアントが依然として、認証登録を主張し続ける場合には、ISOQAR は、関連する司法当局に通報し、適切な法的手段を講じる権利を維持する。

認証登録の一時停止後、登録を回復させるためには手数料が課される。

認証登録が有効期限を超えて延長されることはなく、認証登録の有効期限が切れる場合、ISOQAR はクライアントに連絡し、重大性を説明する。再認証審査を完了できない場合や是正処置完了の証拠を提出できない場合も、認証登録が取消されることがある。取消した後、6ヶ月以内（ただし有効期限内とする）にクライアントが再申込みをした場合、テクニカルレビューと再認証審査の結果次第では、認証登録の復帰が可能な場合もある。6ヶ月以降は、クライアントは再申込みをし、少なくともステージ 2 審査を受ける必要がある。テクニカルレビューにより、前回の完全な審査以降、重大な変更がないことが確認された場合は、ステージ 1 審査は免除されることもある。

BRCGS 認証に適用される追加規約—第 24 項参照

17. Facts discovered after the issue of the validation or verification statement

If new facts or information that could materially affect the validation/verification statement are discovered after the issue date, ISOQAR shall:

- a) communicate the matter as soon as practicable to the Client and, if required, the programme owner;
- b) take appropriate action, including the following:
 - 1) discuss the matter with the Client;
 - 2) consider if the validation/verification statement requires revision or withdrawal.

If the validation/verification statement requires revision, ISOQAR shall issue a new statement including specification of the reasons for the revision.

Revising the statement can include repeating steps of the validation/verification process. The Client shall bear the costs related to the processes required to revise the statement, including but not limited to risk assessment, evidence gathering, verification or validation, independent review and issuance of opinion.

In the event of a statement being reissued, ISOQAR may also be required to communicate to other interested parties the fact that reliance of the original statement may be compromised.

18. 異議申立の手順



何らかの理由からクライアントが、審査の結果、認証書または声明書の一時停止、または取消に同意しない場合、クライアントには ISOQAR に異議を申し立てることができる。全ての異議申立は ISOQAR によって召集された独立委員会で取り扱われる。この委員会には文書を必要とする他、クライアントの代表者と ISOQAR の関連する代表者から証拠についての聞き取りを行う。この委員会の決定が最終決定であり、クライアントと ISOQAR の両者に強制される。いずれの当事者からも反訴は認められない。如何なる理由からであろうとも、異議申立の結果として、いずれかの当事者に金銭を請求することは認められない。異議申立の経費は、敗訴した当事者が全額負担する。異議申立を行う場合には、そのプロセスの詳細が提供される。

BRCGS 認証に適用される追加規約—第 24 項参照

19. 苦情および 情報提供の要求

クライアントが苦情を申し立てる場合は、ISOQAR へ書面にて送付する。ISOQAR の方針には、苦情取扱いに関する文書化された手順が盛り込まれている。全ての苦情について、3 業務日以内に対応を開始し、調査する。調査の結果は、書面にてクライアントに伝えられる。苦情について調査後、クライアントがその結果に満足しなかった場合、苦情は取締役任せられるか、またはクライアントが異議申立を行う。

認証、検証、妥当性確認の要求事項の順守に関連する苦情が申し立てられた場合、クライアントは全ての苦情の記録が保持されることに同意する。クライアントは、そのような苦情に対して適切な処置を行う。これらの処置は書面化され、依頼に応じ、ISOQAR へ提供される。

如何なる種類の情報に対する提供依頼も、ISOQAR の関連部署に伝えられる。連絡に関する詳細はウェブサイトで見ることができる。

20. 認定機関および 公認機関による立会審査

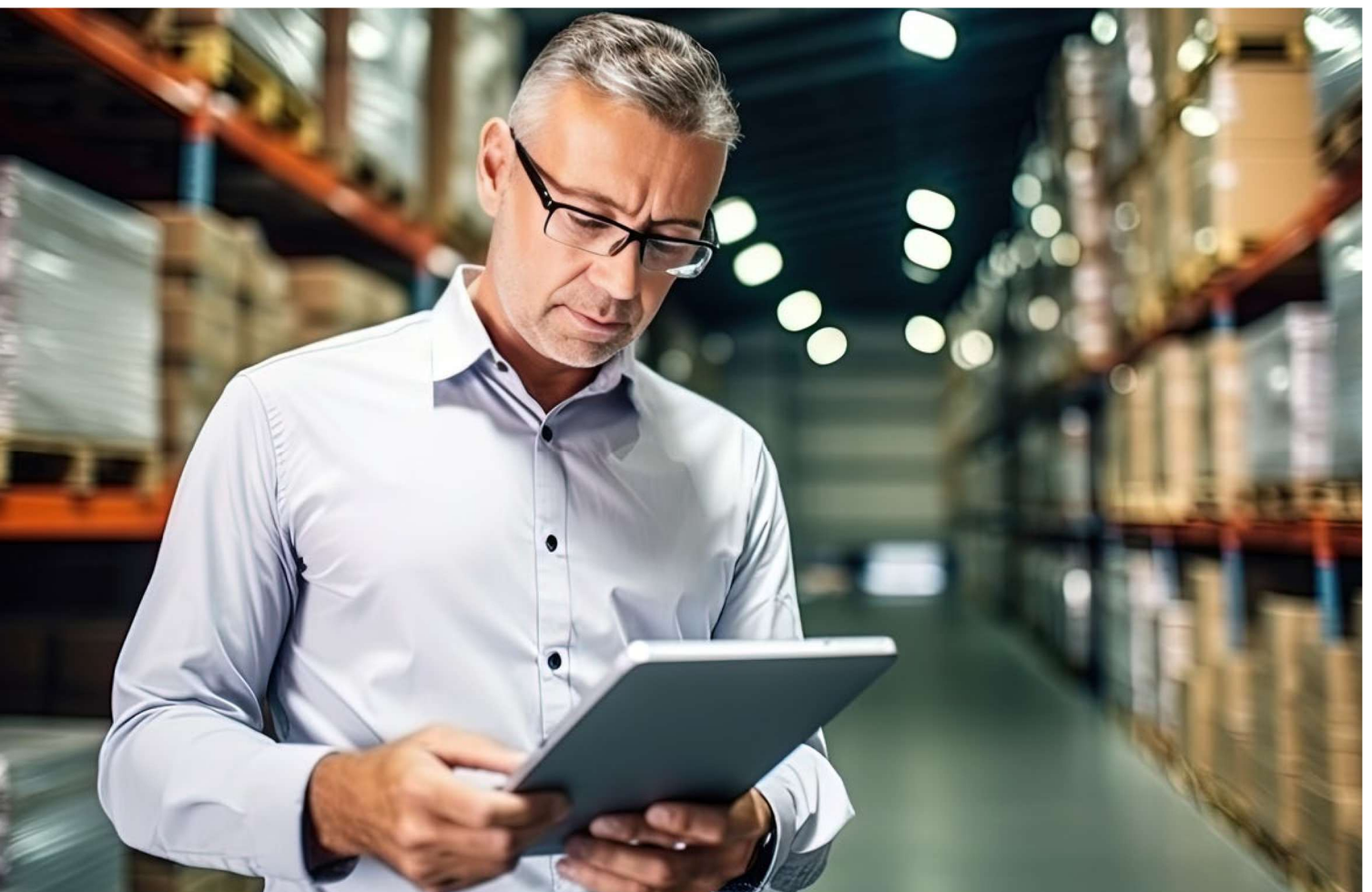
全ての ISOQAR のクライアントは、求められた場合には、認定機関または他の承認を受けた機関の代表者に対し、審査を遂行する ISOQAR の要員への立合いを許可することが本登録規約の条件である。立合審査を受け入れない場合は、クライアントの認証登録の維持が認められない可能性がある。

BRCGS 認証に適用される追加規約—第 24 項参照



21. 補償

クライアントは、審査日のキャンセル、ISOQAR の知的財産の誤用、公平性に関する規定違反、審査プロセスにおける不実もしくは誤解を招く情報の提供も含め、ISOQAR に認証登録している間（認証登録の一時停止およびそれに続く認証登録取消期間を含む）、登録規約下で、クライアントが ISOQAR から与えられた承認または登録の誤用や ISOQAR が損失を被る何らかの違法行為に起因して発生する損失、訴訟手続き、逸失利益、損害、裁定、経費、損害賠償請求、全額補償原則での事務管理費の増額分も含めた費用、訴訟、ならびにその他の何らかの損失および／または賠償責任について ISOQAR を免責し、自ら補償することに同意する。



22. 審査チーム

ISOQAR は、審査計画、またはその他クライアントと取り決めた契約に従って審査を遂行するために、適切な資格を有し、力量を備え、かつ公平性のある審査チーム、または単独審査員を提供する。審査チームは、審査員に加え、技術専門家、通訳者を補足する場合があります。クライアントは、いずれかの審査員または審査チームのメンバーを拒否する権利を有するが、そのような拒否は、審査チームを構成する個人に関する通知を受けた段階で迅速になされなければならない。

ISOQAR は、業務上の必要条件を満たすために、配属された審査員を変更、もしくは審査員の追加をする権利を保有する。

クライアントは、審査員を指名し、特定の審査を実施するよう要求する権利を持たない。

審査の公平性が維持されることを確実にするために、ISOQAR は審査員が遂行する多数の審査を常に調査している。もし、クライアントと親しくなり過ぎることにより公平性が危うくなる場合は、審査員を変更することがある。

時には、審査チームに見習審査員が参加することもある。見習審査員は、審査において如何なる地位もな

く、主任審査員、検証者または妥当性確認者による指導監視を受ける。見習審査員の参加については、クライアントが支払義務を負うことはない。ISOQAR は、審査に見習審査員を参加させるか否かは、クライアントの自由裁量に委ねられ、かつ参加許可の了承を取る必要があることを認識している。

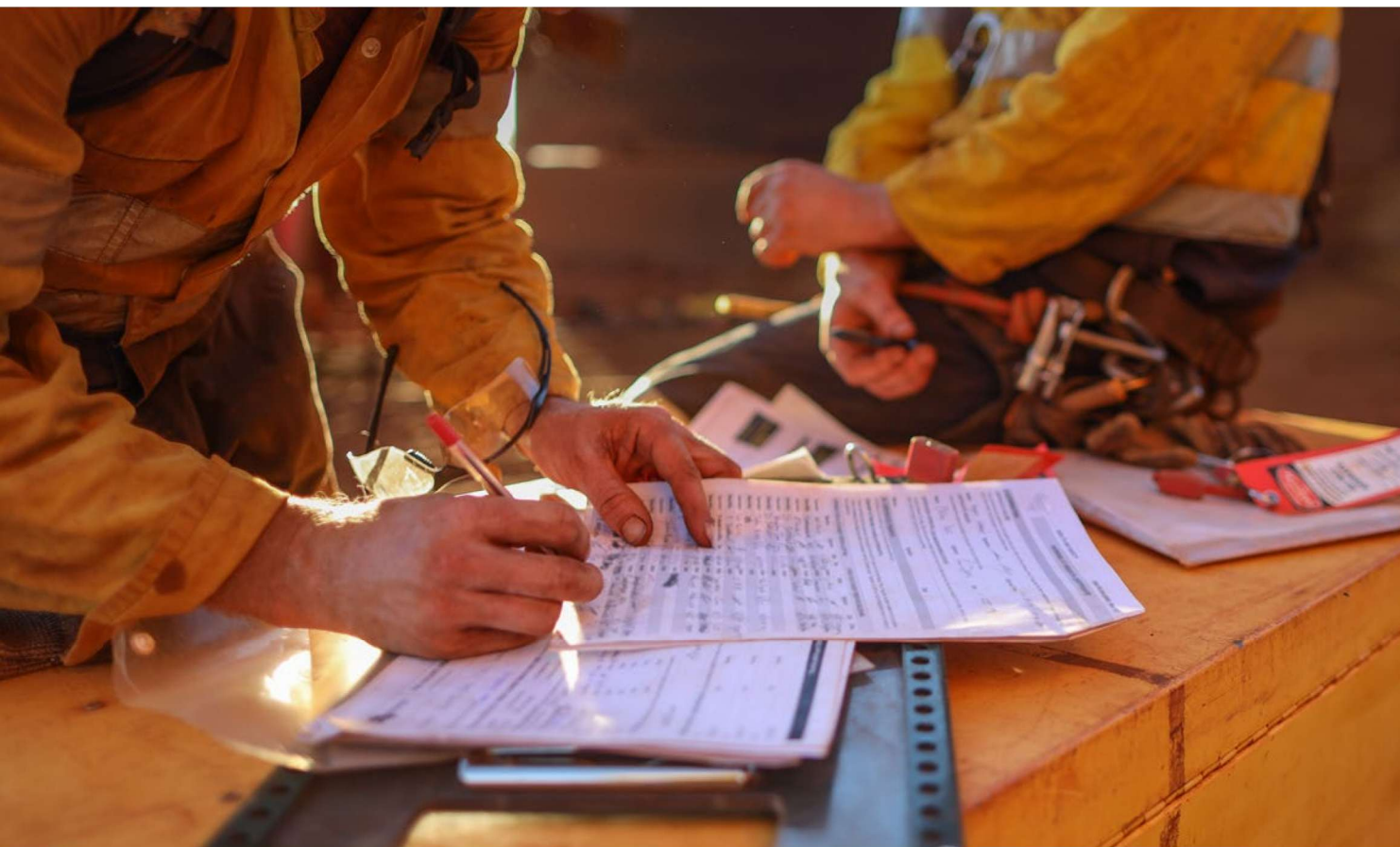
従って、ISOQAR は予め見習審査員を審査に派遣したい旨をクライアントに通知し、さらに見習審査員の氏名を提示する。クライアントは、見習審査員の受入を拒否する権利を有するが、ISOQAR は自社の要員に十分な教育訓練を実施し人材を養成する必要があるため、その主要な手段が審査に参加させることであるため、慎重な検討をクライアントに促す。

ISOQAR が提供する審査員は、公平に行動し、証拠のみに基づいて決定を下す。本登録規約に同意するクライアントは、審査員によって下される、またはその後 ISOQAR 要員によってレビューされるそれらの決定を、変更させたり改ざんさせたりすることを意図して、審査員に対し、圧力、脅迫、または誘導しないことにも同意する。ISOQAR 要員は、そのような事例を迅速に上層部へ報告するよう指導されている。

23. 特定の規格、スキーム または仕様に関する 追加ルール

本登録規約を遵守することに同意する際、他の団体が認証書の発行を管掌し、または有効な利害関係を有する場合には、クライアントはそれらの団体が定める規則、要求事項、条件、もしくは随時通知される特有の規格やセクタースキームの特定の要求事項を遵守することにも同意するものとする。

規格および／またはセクタースキームに含まれる要求事項は変更される可能性があり、確実に変更点を特定、考慮し、必要な場合には対応することはクライアントの責任であることに留意する。



24. Additional Rules for BRCGS Certificates

In addition to the Rules of Registration detailed in this document, the Site agrees to abide by any additional Rules laid down by BRCGS as follows. Further information is available by visiting www.brcgs.com.

It is a condition when applying for Certification against a BRCGS that the Client hereafter referred to as the Site must agree to be registered with BRCGS. ISOQAR will do this on behalf of Sites.

Information will be passed to and may be used by the BRCGS for direct marketing and promotional activities in respect of BRCGS's work products and services. This may or may not contain personal data such as names and email addresses of main contacts.

The Site agrees to implement the latest version of the appropriate BRCGS in accordance with timescales laid down by BRCGS. ISOQAR will in turn undertake any audit against the version of the standard which is current at the start date of the audit.

It should be noted that during the lifetime of a BRCGS, BRCGS may amend or clarify the requirements of the standard by the publication of a "Position Statement" and that any such amendments supersede any requirements in the published standard.

An application form (Contract) must be signed on initial application and annually or prior to any ongoing recertification audits. By signing the contract, the Site agrees to comply with these Rules of Registration.

BRCGS Service Fee

In addition to the standard ISOQAR audit fees a BRCGS service fee is applied for all certifications. This fee is mandatory and set by BRCGS and will be charged ahead of all certification activities by ISOQAR and paid to BRCGS on behalf of the Site. The certificate and audit report shall not be valid until the service fee and ISOQAR's audit fees have been received, irrespective of the outcome of the certification process.

Sites are required to provide information prior to certification to allow adequate planning of the audit. This information is detailed on the PARF (Pre-audit review form) which is sent to Sites ahead of their audit.

Any specific requirements for additional voluntary audit modules (AVMs) requested by the Site will be audited in accordance with the protocol of those modules. This shall include the confidentiality of information. AVMs are unaccredited, and the scope for these modules is detailed on separate certificates. Further fees will apply for individual modules and may involve increased time on Site and BRCGS service fees.

The Site agrees that any report produced by ISOQAR following an audit, will be uploaded onto the BRCGS Directory irrespective of whether a certificate is issued and may with the Site's permission be shared with selected customers.

The audit report, certificate and all documents in relation to the audit will be supplied to BRCGS and shall be made available to other relevant stakeholders such as GSFI and government bodies on request. These documents will be treated as confidential by BRCGS and other relevant stakeholders.

The Site must advise ISOQAR **within 3 days of the occurrence** of any recalls and regulatory body actions, any legal proceedings or other changes of circumstance that may affect the validity of continuing certification.

The Site must agree to allow any auditors assigned to carry out the audit to be accompanied by other personnel for training, assessment or calibration purposes. This may include:

- Training of new auditors by ISOQAR
- Witness or Shadow audits carried out by ISOQAR
- Witnessed audits by UKAS
- Witnessed audits by BRCGS
- Witnessed audits by a specifier where a specifier specific module is included (e.g. ASDA AA Module)

BRCGS Compliance Team must also be allowed to carry out its own audit or visit to a site once certified in response to complaints or as part of routine compliance activity to ensure the integrity of the Global Standard Scheme.

These visits may be announced or unannounced and this must be accommodated as necessary by the site.

Certification status may be affected if prompt access to any parts of the site or processes or requests for accompanied audits specified above is unreasonably refused.

Following the issue of a certificate the Site may use a BRCGS Approved Logo. The Site must follow and accept the BRCGS terms and conditions and be authorised by the BRCGS to use the logo. These terms and conditions are available from the BRCGS. Any misuse of the BRCGS logo will be communicated to BRCGS and if applicable be raised as a non-conformance against the requirement of the Standard audited.

Following initial certification by ISOQAR a recertification audit must be undertaken within a 28-day window prior to the 6-month or 12-month anniversary of the initial audit depending on grade achieved.

An extension to the scope of activities such as additions of premises, new product groups or categories or new areas of business may require an audit. This will necessitate an additional amount of time over and above the time required to conduct recertification activities.

If any products manufactured, processes or areas of a Site are excluded from the scope of certification this will, under the requirements of the standard, exclude the Site from using the BRCGS Logo on any of their documentation or advertising.

A certificate issued against the requirements of a BRCGS Standard will be valid for a period as defined by BRCGS typically 6 or 12 months + 42 days from day 1 of the initial audit.

For the avoidance of any doubt no certificate will be issued by ISOQAR until the auditor is fully satisfied that any nonconformance raised during an audit has been corrected and effective corrective action has been taken within the timescale detailed below. This applies to every audit undertaken by ISOQAR against a BRCGS Standard.

Appeals: In addition to the ISOQAR appeals process outlined in Section 17 above the following applies:

Appeals will be finalised within 30 calendar days of receipt

If the Site still has concerns regarding the non-conformities raised or the way the appeal has been handled they may

contact the Compliance Manager for Global Standards at BRCGS.enquiries@lgcgroup.com or +44 (0)20 3931 8150.

The key information required to allow BRCGS to undertake arbitration is:

- Name and address of certificated Site
- Date of audit
- Nature of the concern
- Details of appeal made and outcome

Investigation by BRCGS

The nature of the grievance will be assessed by the Compliance Manager and ISOQAR will be contacted for information regarding the certification decision and its process.

The BRCGS will collate the information provided by the site and by ISOQAR and will give both an opportunity to comment before assessing whether:

- ISOQAR has breached any protocols in undertaking or reporting the certification decision
- ISOQAR has incorrectly interpreted a requirement in raising a non-conformity
- ISOQAR has incorrectly graded the non-conformity.

Arbitration

Where the complaint indicates a fault with the ISOQARs process, BRCGS will discuss and agree with us an appropriate course of action which may or may not affect the resulting certification decision of the Site.

A summary of the investigation report and action taken by BRCGS and ISOQAR will be provided by BRCGS to the person originally submitting the grievance within 30 calendar days of the original contact.

BRCGS may contact certificated Sites directly to ask for feedback on the audit and certification process as part of their Certification Body performance monitoring process. BRCGS may also contact Sites directly to review certification status in the event of investigation of issues, or suspension or withdrawal of Certification Body registration. BRCGS may use customer data for marketing purposes.

The Site agrees that a Certificate issued following an audit against a BRCGS Global Standard undertaken by ISOQAR allows BRCGS the right to require action resulting from their review of the audit report uploaded to the BRCGS Directory.

BRCGS Audit Process Timetable

It is a requirement of BRCGS that a strict timetable of events is adhered to, therefore both ISOQAR and the Site agree to the following:

Within **28 calendar days** of the completion of the full audit Corrective action must be submitted by the site for review by the auditor. Failure to submit within 28 calendar days may require a further full audit before a certificate can be issued.

Within **35 calendar days** of the completion of the full audit corrective action must have been reviewed by the auditor and if required any further evidence requested from the Site and reviewed.

Within **42 calendar days** of the completion of the full audit. The audit report and corrective action must have been reviewed by the technical review team at ISOQAR, the report uploaded to the BRCGS Directory and the certificate issued to the Client.

25. Additional Terms and Conditions for FSSC 22000 Certificates

1. In addition to the Rules of Registration, the Site agrees to abide by any additional Rules laid down by FSSC 22000 Standard. The Site agrees to implement the latest version of the FSSC 22000 in accordance with timescales laid down by FSSC. ISOQAR will in turn undertake any audit against the version of the standard which is current at the start date of the audit. Further information is available by visiting www.fssc.com.
2. In the case of FSSC 22000 certification, in addition to the fee charged for certification and registration by ISOQAR, an additional fee is charged for entry into the FSSC database. The amount of the fee for entry into the database is determined by the owner of the standard and information about its amount is included in the Table of Fees. Changes of the fee amount is not dependent on ISOQAR. ISOQAR undertakes to inform the Site about changes in the amount of the entry fee, while the Site undertakes to pay the entry fee in accordance with the fee applicable on the day of the audit. The fee is paid regardless of the certification results. ISOQAR will make such a payment for entry into the database on behalf of the Site. The Site agrees to place the Audit Report and certification status information in the FSSC database as well as at www.fssc.com.
3. By acceding to certification, the Site agrees to comply with the rules established by FSSC 22000.

The certified site allows ISOQAR to share information relating to the certification and auditing process with the Foundation, UKAS, the IAF, GFSI and governmental authorities when required.

The certified site allows ISOQAR and Foundation FSSC to share information regarding their certification status with external parties.

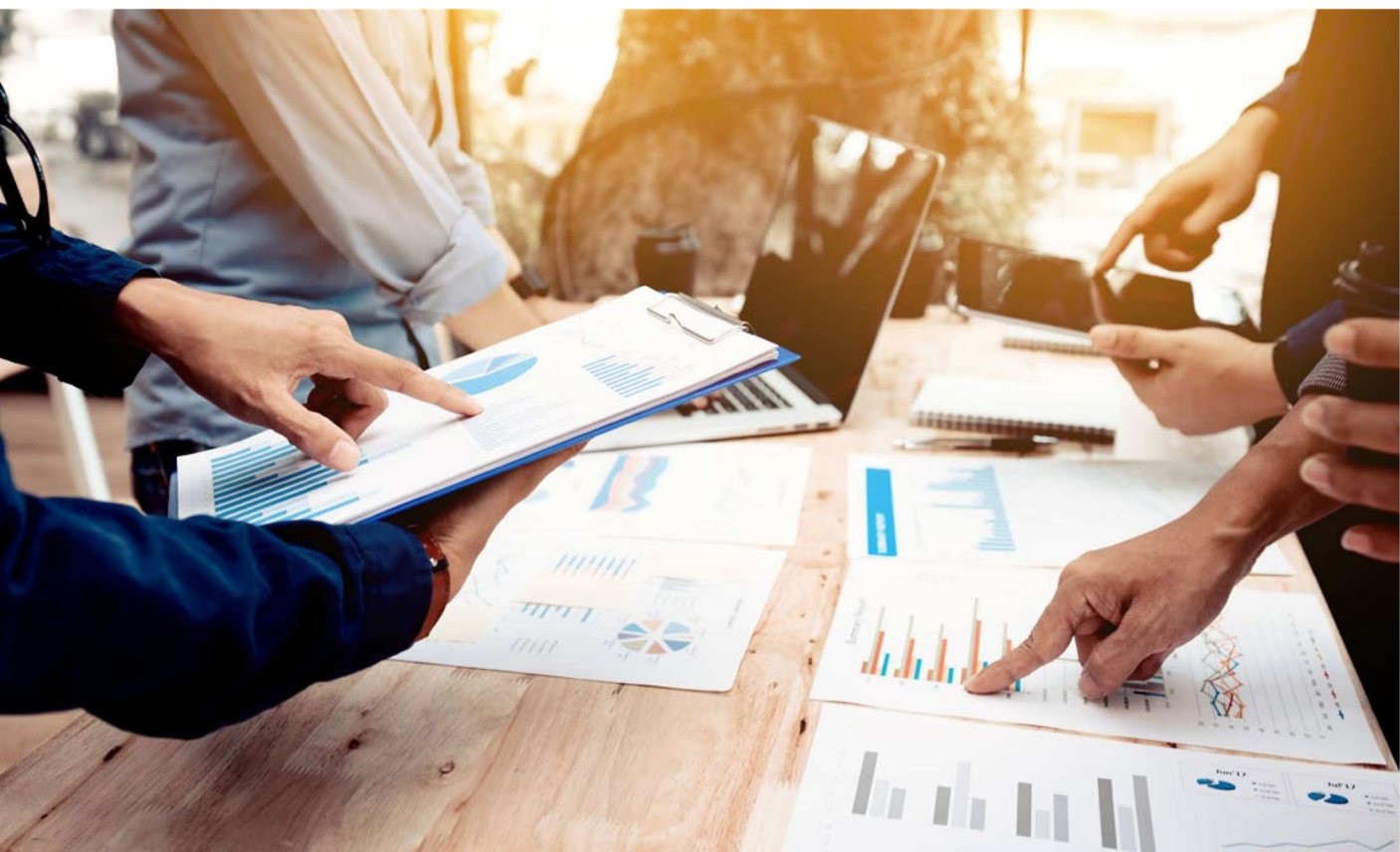
More information is available at www.fssc.com.
4. FSSC reserves the right to conduct its own audits or site visits of a certified Site in connection with complaints or as part of FSSC's routine activities to ensure compliance and integrity with the Standard. Such visits may be announced or unannounced. The Site agrees to pay for such visits.
5. FSSC may also contact the Site for feedback on the quality of the audit process.
6. The audit schedule and selection of the audit program will be agreed between the Site and ISOQAR. In disputes, the deciding vote belongs to ISOQAR.
7. The certification process and frequency of audits is described in these regulations in points 5-8.
8. The certificate is issued within 30 calendar days from the certification decision date. The certificate is issued for 3 years.
9. The initial certification audit (consisting of stages 1 and 2) is an announced audit.
10. At least one of two surveillance audits over a 3-year cycle should be unannounced. Participation in the unannounced audit program is obligatory.
11. The unannounced audit will be carried out between 8–12 months after the certification decision and/or after the last day of the previous announced audit.
12. It is also possible to carry out a recertification audit as an unannounced audit. The course of the unannounced audit is described in the standard and the Site undertakes to familiarize himself with its principles.
13. The client will not be notified of the date and place of the unannounced audit. The unannounced audit plan will be presented to the client at the opening meeting.
14. In exceptional situations where special restrictions apply (e.g. pandemic, natural disaster, visa

requirements), ISOQAR will contact the client to arrange an unannounced audit. In this case, ISOQAR will only confirm the time period with the client.

15. Unannounced audits take place during the client's normal working hours, also at night, if necessary.
16. The days of the Customer's unavailability (so-called Black-out days) may be agreed in advance between ISOQAR and the Customer. The Customer may specify a maximum of fifteen (15) days of inactivity in the event that the Customer is not available. Fifteen (15) days of inactivity may be broken down into up to five (5) periods.
17. The auditor will start the audit activities by inspecting/visiting the premises of the plant within 1 hour from the moment of arrival. Based on the risk assessment performed, the auditor will decide which buildings/facilities/rooms and in what sequence will be inspected/visited.
18. During an unannounced audit, all the requirements of the FSSC Standard (including production and service processes) are assessed.
19. In the event that some of the requirements of the FSSC Standard (including production and service processes) cannot be assessed during an unannounced

audit, ISOQAR will plan, organize and conduct a follow-up audit within 4 weeks from the date of the unannounced audit.

20. If the client refuses to participate in an unannounced audit, ISOQAR will suspend the certificate without undue delay. ISOQAR will take back the certificate if an unannounced audit is not performed within six (6) months from the date of refusal.
21. The course of an unannounced audit is described in the FSSC Standard and the Client undertakes to read its rules. The current edition of the FSSC Standard is available at: www.fssc.com
22. In case of any non-conformities noticed during the FSSC 22000 audit, the procedure is described in the current version of the FSSC 22000 standard.
23. The Site is obliged to notify ISOQAR of any product recall within 3 working days of such an event, or of any legal steps that may be taken against the Site.
24. The Site with a valid FSSC 22000 certificate is required to inform ISOQAR of any significant changes in the Site's organization that affect the fulfillment of FSSC 22000 requirements also within 3 working days. Examples of significant changes are described in the FSSC 22000 standard.



26. 第三者の権利

全ての第三者の権利は排除されており、第三者が本登録規約を執行する権利を有することはない。これは時折、ISOQAR グループのメンバーには適用されず、ISOQAR が同意していることを条件に、ISOQAR として本登録規約を執行する権利を有する。

27. 認証の取引条件

認証の目的において、本登録規約は、ISOQAR の「契約の取引条件」と併せて読まなければならないが、www.isoqar.co.jp で閲覧が可能である。

28. Validation Verification Terms and Conditions

For the purposes of Validation/Verification, these Rules of Registration are to be read in conjunction with the ISOQAR Limited Validation & Verification Terms and Conditions of Contract which are available [here](#).

29. 費用、手数料

支払うべき料金の詳細は、**ISOQAR** の経理担当に問い合わせることで入手できる。

ISOQAR に支払われた一切の料金は払い戻しされず、費用（申請料、基本料、付帯経費など）は、請求書に示されている支払条件に従って支払うものとする。

年間登録手数料が発生する場合は、審査費用と併せて支払うものとし、登録を維持するためにクライアントにとって必要な、全ての予定された活動に充てられる。

再認証活動（認証登録は 3 年ごとに実施される）および認証書の再発行に関連する事務管理のために追加手数料が請求される。

クライアントは、企業名または住所の変更、適用範囲に関わる軽微な変更、または誤記などの事由のために、認証書または声明書の再発行が必要な場合には、認証書発行手数料を支払う。

クライアントは、審査の際に提起された重大不適合を「完了」するために、**ISOQAR** が必要とする追加費用を支払う。これらの費用は、クライアントの敷地において、またはクライアントの敷地から離れた場所で実施される審査活動に適用される。

交通費、宿泊費などの付帯費用は、クライアントと **ISOQAR** とが合意した内容が請求される（見積書で規定されている場合、クライアントに請求される。）適用範囲の拡大に伴う追加費用についても、クライアントと **ISOQAR** とが合意した内容が請求される。

認証登録の一時停止または取消の終了に伴う認証登録の復帰には、手数料が発生する。**ISOQAR** は、認証登録一時停止の解除、または取消に続く復帰に関連するその他の条件と併せ必要な費用を明確に示す。

請求書の支払いは、本登録規約の別項目または請求書に別途記載されていない限り、発行日から 30 日以内に行う。支払期限は厳守すること。

審査のキャンセル料は、**ISOQAR** の 1 人日の審査単価を基準とし、変動する。- 第 30 項参照のこと。

クライアントが期限までに全額の支払いを履行しなかった場合、**ISOQAR** は計画された審査をキャンセルし、その結果、認証登録が一時停止され、最終的に認証取消となる場合がある。

30. 計画された審査の キャンセル

ISOQAR は、合意した審査日に資源を投じる。通常、次回審査日は、審査員とクライアントが審査の際に合意して、報告書に記録する。あるいは、ISOQAR とクライアントが審査日について合意し、ISOQAR が書面をもって確認する。ISOQAR から次回審査日程の再確認が行われなくとも、クライアントは、合意された日程計画に従って審査が実施されるようにとりはからう責任がある。計画された審査前 20 業務日以内に、訪問が延期またはキャンセルされた場合には、変更手数料またはキャンセル料が課される。キャンセル料は、ISOQAR の 1 人日の審査単価を基準として変動し、契約の取引条件で取り決められたとおりとする。



